

- 【1】消費者契約法の見直しに関する意見
- 【2】全大阪消費者団体連絡会
- 【3】消費者団体
- 【4】住所 大阪府中央区本町 2-1-19-430
- 【5】電話番号 06-6941-3745
- 【6】メールアドレス o-shoudanren@mb8.seikyou.ne.jp

【意見の対象】

- 1) 「その他」
- 2) (1) 「3 法第4条第3項関係」
 - (2) 「3 法第4条第3項関係」
 - (3) 「その他」
 - (4) 「1 法第3条第1項関係」
 - (5) 「5 法第9条第1号関係」

【意見の内容】

- 1) 示された規定案のすべての項目について、今回の法改正で実現することを求めます。
- 2) 示された規定案に加えて、以下の5項目を今回の法改正に盛り込むことを求めます。
 - (1)消費者が合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる、いわゆる「つけ込み型」勧誘の類型につき、特に高齢者・若年成人・障害者等の知識・経験・判断力の不足を不当に利用し、過大な不利益をもたらす契約の勧誘がおこなわれた場合における消費者の取消権
 - (2)事業者による執ような勧誘や威迫的な勧誘により、望まない契約を締結させられた場合における消費者の取消権
 - (3)消費者契約における約款等の契約条件の事前開示につき、事業者が合理的な方法で、消費者が契約締結前に、定型約款を含む契約条項をあらかじめ認識できるよう努める義務
 - (4)消費者を勧誘する際の情報提供についての事業者の努力義務につき、考慮すべき個別の消費者の事情として今回挙げられた「当該消費者契約の目的となるものについての知識及び経験」に、「当該消費者の年齢」を加えること
 - (5)当該消費者契約の解除に伴う違約金等を定める条項のうち、「当該事業者が生ずべき平均的な損害の額」を超えるものを無効とする規定において、「平均的な損害の額」の立証責任は事業者が負うこととする規定

【意見の理由】

平成 29 年版消費者白書によれば、2016 年の消費者被害・トラブルは約 905 万件、その額は約 4.8 兆円と推計されています。2016 年度の全国の消費生活相談件数は約 89 万件ですから、相談件数の 10 倍の件数の被害・トラブルに消費者が見舞われている状況です。

65 歳以上の高齢者の相談件数は年間 24 万件を超えて、依然として高水準にあります。10 代・20 代の相談件数は 9 万件を超え、SNS やマルチ取引の相談の増加が指摘されています。

今後、知識・経験・判断力が不足する高齢者や若者を狙った消費者被害が更に広がることが強く懸念されます。

今回の消費者契約法の改正は、「情報通信技術の発達、高齢化の進展を始めとした社会経済状況の変化への対応等の観点から」（平成 26 年 8 月 5 日諮問書）の検討が求められているものです。また、具体化されようとしている成年年齢の 18 歳への引下げに対応することも急務です。

こうした状況に適切に対応して、公正な市場ルールを確立し、今後の消費者被害を救済するためには、1)、2)とも不可欠な項目です。

また、2) (1)(3)(4)は、内閣府消費者委員会の答申が、民法改正や成年年齢の引き下げの動向も踏まえて「喫緊の課題」として付言した 3 項目であり、今回の改正で必ず実現すべきです。